熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場

エコアくまもと

搬入の手引き



平成 27 年 12 月

公益財団法人 熊本県環境整備事業団

はじめに

当事業団は、排出事業者処理責任の原則を踏まえつつ、公共関与による産業廃棄物の長期的、安定的な処理体制を構築することで、本県の優れた自然環境の保全及び県民の生活環境の保全並びに産業の健全な発展に寄与するとともに、安全性を極限まで追求した施設を目指し、産業廃棄物管理型最終処分場を整備しました。

今後は、廃棄物の適正な処理事業を実施していく中で、全国のモデルとなるような安全・安心な施設として管理していきます。

また、排出事業者及び収集運搬業者の皆さま方には、本「搬入の手引き」を遵守いただき、産業廃棄物の適正処理をするための施設のひとつとして、当施設を積極的にご利用ください。

目次

１．施設概要	1
２．受入日時と休業日	2
３．搬入要件	2
４．受入廃棄物の種類及び基準	5
５．埋立判定基準	8
６．契約・搬入までのながれ	9
７．搬入方法	14
８．料金の支払方法	19
９．その他留意事項	20
10．様式	21

1. 施設概要

名称　　：　熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場　エコアくまもと
所在地　：　〒８６１－０８２１
　　熊本県玉名郡南関町下坂下４７７１－３
連絡先　：　電子メール　hannyu@kksj.jp
　　電話　　０９６８－５３－８５００
　　ＦＡＸ　０９６８－５３－８５１０
許可番号：　産業廃棄物処分業　　第０４３３１１８６９１７号
　　特別管理産業廃棄物処分業　　第０４３８１１８６９１７号

項　目	概　要
施設規模	埋立容量：　423,395 ㎥ 埋立面積：　 31,121 ㎡
施設の種類	管理型最終処分場、クローズド・無放流型
埋立構造	準好気性埋立構造
埋立方式	サンドイッチ方式
受入廃棄物	①産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物又は植物に係る固形状不要物（動植物性残さ）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、コンクリート破片その他これに類する不要物(がれき類)、ばいじん、政令第 2 条第 13 号に規定する廃棄物（１３号廃棄物） （これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを含む） 以上１４品目 ②特別管理産業廃棄物 廃石綿等　以上　１品目 ③その他 災害等やむを得ない事情による一般廃棄物（災害廃棄物）
浸出水処理施設	処理量　：　６０㎥/日 処理方式：　プレート＆フレーム型逆浸透膜による直接ろ過方式
その他の施設	管理棟、水処理棟、防災調節池、管理道路、駐車場

※これ以降に出てくる「産業廃棄物」は、「特別管理産業廃棄物」を含みます。ただし、関係法令要綱については、その限りでありません。

2. 受入日時と休業日

（1）受入日

原則、月曜日～金曜日とする。

ただし、以下に掲げる日は、受入を行わない。

① 祝日（振替休日を含む）

② 12月29日～1月3日

③ その他、事業団が定める日（事業団が定める受入計画による）

（2）受入時間（計量受付時間）

9時00分～11時45分、13時00分～16時00分

※地元との協定により受入時間内の搬入にご協力をお願いします。

※現場の状況により変更する場合があります。

（3）受入時間の変更・臨時の受入停止

① 強風、大雨、地震等により業務に支障をきたす可能性があるとき

② その他、事業団が必要と認めるとき

※①と②による受入状況については、事業団へお問い合わせください。

（事業団ホームページ https://kumakansei.jp/ でもお知らせします。）

3. 搬入要件

（1） 熊本県内の工場、事業場等から産業廃棄物を排出する事業者

（2） 熊本県内の工事で発生する産業廃棄物を排出する事業者

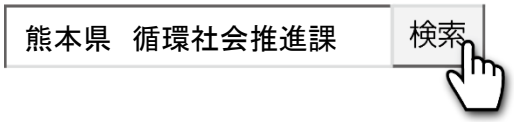
（3） 熊本県外で産業廃棄物を排出する事業者のうち、「県外産業廃棄物届出書（熊本県産業廃棄物指導要綱）」を提出し、事前協議を終了した排出事業者及び事前協議の要件に該当しない排出事業者

※詳細は、【参考 1】、【参考 2】をご参照ください。

※本件に関するお問い合わせは、熊本県環境生活部循環社会推進課（TEL：096-333-2277）にお願いします。

（4） （1）～（3）の排出事業者の委託を受けて（特別管理）産業廃棄物を収集運搬する事業者（熊本県の収集運搬業の許可を有する者に限る。）

なお、熊本県での産業廃棄物の排出事業者の注意事項は、熊本県環境生活部環境局循環社会推進課ホームページ（外部リンク）をご参照ください。



【参考 1】 熊本県産業廃棄物指導要綱第7条（県外産業廃棄物の搬入に係る協議）

県外排出事業者が、県外産業廃棄物を県の区域内（熊本市を除く。）において処分するた

めに搬入しようとする場合、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者から、県外排出事業場又は処分する産業廃棄物の処理の用に供する施設ごとに、県外産業廃棄物搬入事前協議書（別記第１号様式。以下「協議書」という。）により協議を受けるものとする。ただし、県内への年度間（４月１日から翌年の３月３１日までの１年間）の搬入量が５００トン未満の県外排出事業者、動静脈連携優良認定業者、国から高度化法に基づく高度再資源化事業、高度分離・回収事業及び再資源化工程の高度化として認定を受けた計画に係る事業、廃掃法第１５条の３の３に基づく熱回収施設についての認定を受けた者の当該認定に係る施設で処理する県外排出事業者、同法第１５条の４の２に基づく再生利用に係る特例の認定を受けた産業廃棄物、同法第１５条の４の４に基づく無害化処理施設の認定を受けた者の認定に係る施設で処理する県外排出事業者、同法第１５条の４の３に基づく広域的処理についての認定を受けた者の当該認定に係る施設で処理する県外排出事業者、同法第２０条の２に基づく再生事業者登録を行っている者の当該登録に係る事業の用に供する再生処理施設で処理する県外排出事業者並びに細則第８条に規定する再生利用個別指定業者の当該指定に係る事業の用に供する再生利用施設で処理する県外排出事業者は、この限りでない。なお、動静脈連携優良認定業者の認定基準（以下、「動静脈連携優良認定業者の認定に関する基準」という。）は別に定める。

２　前項の場合において、処分業の許可を有する優良認定業者（廃掃法政令第６条の１１第２号の基準に適合すると認められた者）に処分を委託するときは、県外排出事業者は、前項の協議書に代えて、事前に県外産業廃棄物搬入届出書（別記第２号様式。以下「搬入届出書」という。）を提出できるものとする。

３　第１項の協議書及び前項の搬入届出書には、次の各号に掲げる書類の添付を求めるものとする。

(1)　当該排出事業場の業務概要を記載した書類

(2)　製造工程図（使用原材料が分かるもの）及び産業廃棄物の排出工程図又はこれらに類する図書等

(3)　搬入方法及び搬入経路を記載した書類並びに搬入経路を記入した地図

(4)　委託処理の場合は、当該排出事業者と委託を予定している処理業者の委託契約書案

(5)　産業廃棄物、運搬容器及び運搬車両のカラー写真

(6)　搬入する産業廃棄物の分析証明書（有害物質等の含有又は溶出試験結果で、事前協議書を提出しようとする日前６０日以内に検査を実施したものに限る。）

(7)　委託処理の場合は、委託を予定している処理業者の許可証等の写し

(8)　処分を予定している処理業者が作成した産業廃棄物の処分計画書（別記第３号様式）

(9)　県外産業廃棄物が中間処理されたものである場合は、当該産業廃棄物の性状及び成分を明確にし、適正処理を確認した旨を記載した書類（別記第４号様式）

(10)　県外産業廃棄物が中間処理された特別管理産業廃棄物である場合は、当該中間処理に係る廃棄物の種類、量、処理を委託した排出事業者の氏名及び名称並びに当該廃棄物に係る製造工程図（使用原材料が分かるもの）及び廃棄物の排出工程図又はこれらに類する図書等

【参考 2】 熊本県産業廃棄物指導要綱第8条（協議書の審査等）

知事は、前条第１項に規定する協議書の提出があった場合は、次項の規定に該当する場合を除き、協議のあった日から起算して２０日以内に、１年を超えない有効期間を定めた県外産業廃棄物搬入事前協議終了通知書（別記第5号様式。以下「協議終了通知書」という。）を当該県外排出事業者に交付するものとする。

２ 知事は、協議書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じて、搬入の中止又は協議書の内容の変更を当該県外排出事業者に要請するものとする。

(1) 処理業者の積替え保管施設又は保管施設を経由して、搬入される産業廃棄物であるとき。

(2) 廃掃法第１５条の２の７の規定による改善命令等、廃掃法第１９条の３の規定による改善命令又は廃掃法第１９条の４若しくは第１９条の５の規定による措置命令を受けている産業廃棄物の処理の用に供する施設において処分しようとするとき。

(3) 搬入先の処理施設において、次に掲げる施設の区分に応じ、当該区分に定める量を超えて、県外産業廃棄物を処理することとなるとき。

ア 最終処分場当該年度の埋立処分計画量の30パーセントに相当する量

イ 中間処理施設当該施設の１日当たりの処理能力に、当該施設が年間に稼働するとされている日数を乗じて得た量の30パーセントに相当する量

(4) 委託契約書案の内容が適正でないと認められるとき。

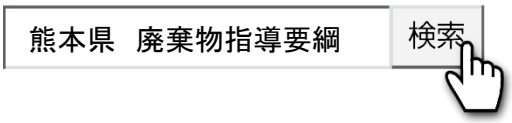
(5) 産業廃棄物の処理が法令等に基づく基準に適合していないとき。

(6) 適正処理の確認に不備があるとき。

(7) その他生活環境の保全上支障があると認められるとき。

３ 知事は、審査に際し、必要があると認める場合は、産業廃棄物の処理の用に供する施設の所在地を管轄する市町村長の意見を聴くことができる。

※熊本県産業廃棄物指導要綱（外部リンク：熊本県循環社会推進課ホームページ）



4. 受入廃棄物の種類及び基準

受入できる産業廃棄物の種類及び基準は下表のとおりです。
なお、必要に応じて受入基準を見直す場合があります。

廃　棄　物　の　種　類		受　　入　　基　　準
共　　通		①　原則として、リサイクルが困難なものであること。また、リサイクルできるものが混入していないこと。 ②　毒劇物またはそれらが付着、封入されたものでないこと。 ③　爆発性、引火性、発火性、発熱性を有していないこと。また火気・熱気を帯びていないこと。 ④　有毒ガスが発生しないものであること。 ⑤　著しい臭気を発しないものであること。 ⑥　突起又は鋭利な形状をした廃棄物が混入していないこと。 ⑦　油分を含まないこと。 ⑧　ＰＣＢが付着したものが混入していないこと。 ⑨　水銀が含有されているものが混入していないこと。 ⑩　廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等の諸規定に適合するものであること。 ⑪　原則として、二種類以上の廃棄物を混合していないこと。 ⑫　廃棄物が飛散、流出しないようシートで覆うなどして搬入すること。 ⑬　受入及び埋立にあたって取り扱いが困難なものでないこと。 ⑭　浸出水処理施設に支障をきたさないと判断されるものであること。
個別基準	燃え殻	・　飛散防止措置（水分添加、固型化、梱包等）が講じられていること。 ・　熱しゃく減量が１５%以下であること。
	汚泥	・　含水率が８５%以下であること。 ・　腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。
	廃プラスチック類	・　中空の状態でないこと。 ・　最大径がおおむね１５ｃｍ以下であること。

廃　棄　物　の　種　類		受　　入　　基　　準
個別基準	紙くず	ー
	木くず	ー
	繊維くず	ー
	動物又は植物に係る不要物 （動植物性残さ）	・ 腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。 ・ 十分に水を切ってあること。 ・ 衛生害虫が発生しない状態であること。
	ゴムくず	・ 中空の状態でないこと。 ・ 最大径がおおむね15cm以下であること。
	金属くず	・ 中空の状態でないこと。 ・ 最大径がおおむね30cm以下であること。 ・ 粉状でないこと。
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	・ 中空の状態でないこと。 ・ 最大径がおおむね30cm以下であること。 ・ 石膏ボードまたは石綿含有廃棄物を含まないこと。
	廃石膏ボード	・ 中空の状態でないこと。 ・ 最大径がおおむね30cm以下であること。 ・ 概ね、木片、紙類が除去されていること。
	石綿含有廃棄物 （非飛散性アスベスト）	・ 廃石綿等（特別管理産業廃棄物）を含まないこと。 ・ 関係法令や『石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）』に基づき飛散防止措置が講じられていること。
	鉱さい	・ 最大径がおおむね30cm以下であること。 ・ 飛散防止措置が講じられていること。
	コンクリート破片その他これに類する不要物 （がれき類）	・ 中空の状態でないこと。 ・ 最大径がおおむね30cm以下であること。 ・ 石綿含有廃棄物を含まないこと。
	石綿含有廃棄物 （非飛散性アスベスト）	・ 廃石綿等（特別管理産業廃棄物）を含まないこと。 ・ 関係法令や『石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）』に基づき飛散防止措置が講じられていること。

廃　棄　物　の　種　類		受　　入　　基　　準
個別基準	ばいじん	・　飛散防止措置（水分添加、固型化、梱包等）が講じられていること。 ・　熱しゃく減量が１５％以下であること。
	産業廃棄物を処分するために処理したもの （政令１３号廃棄物）	・　最大径がおおむね３０ｃｍ以下であること。 ・　含水率が８５％以下であること。
	廃石綿等 （特別管理産業廃棄物）	・　関係法令や『石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）』に基づき飛散防止措置が講じられていること。
	災害廃棄物等※	・　受け入れについて事業団が県、南関町及び和水町と協議済みのものであること。 ・　受入れることのできる産業廃棄物と同様の性状であること。

※災害廃棄物の受入については、発災時ごとに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の２の５の規定（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）に基づき県へ届け出ます。

5. 埋立判定基準

当処分場に搬入する産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、13号廃棄物、自動車等破砕物については、次表に示す分析項目の結果を提出してください。

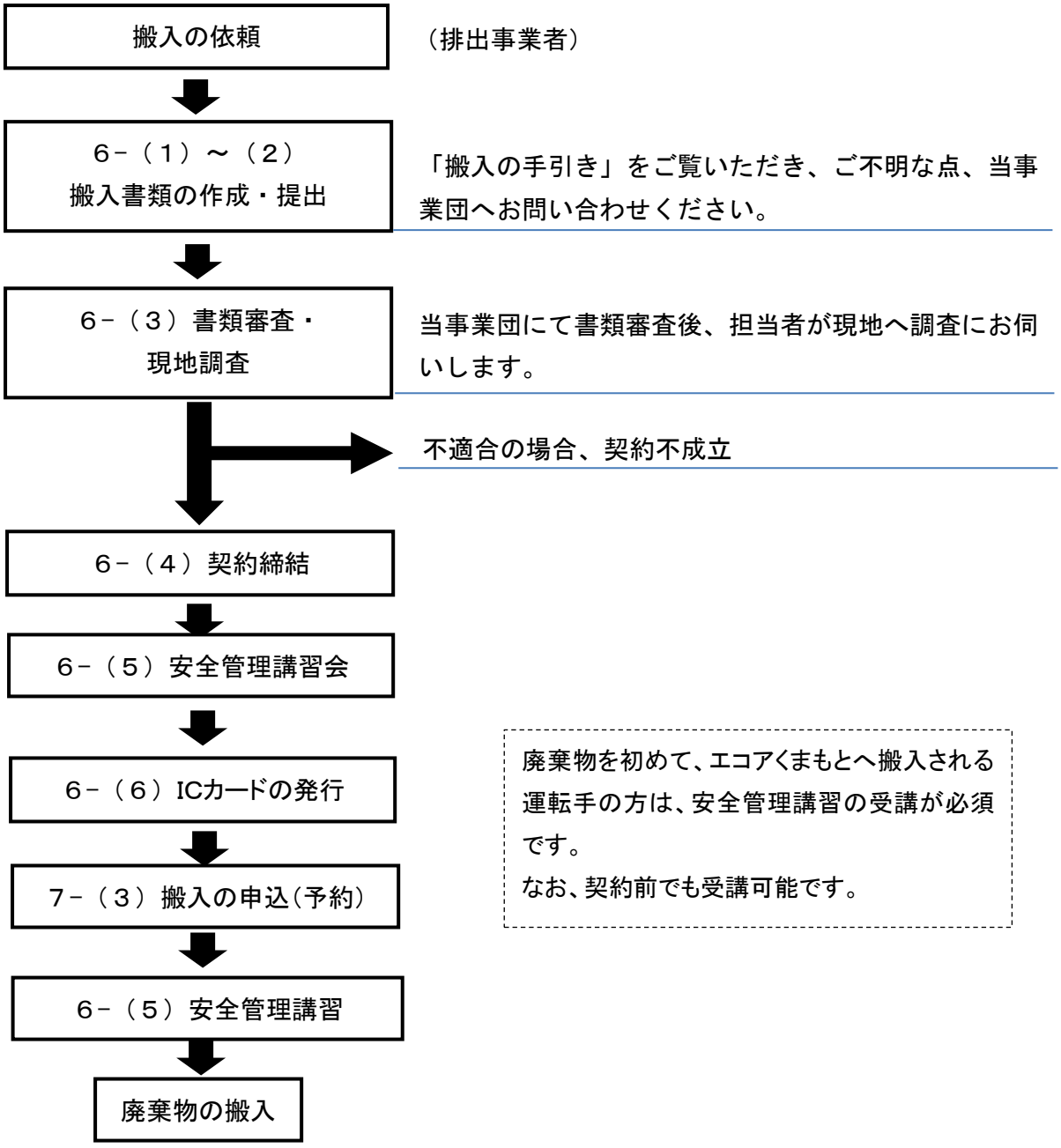
なお、前述以外についても必要に応じて分析結果の提出を求める場合があります。

No	分析項目	判定基準値	燃え殻	汚泥	鉱さい	ばいじん	13号廃棄物	自動車等破砕物
1	アルキル水銀化合物	不検出	●	●	●	●	●	★
2	水銀又はその化合物	0.005 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
3	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
4	鉛又はその化合物	0.3 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
5	有機リン化合物	1.0 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
6	六価クロム化合物	1.5 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
7	ヒ素又はその化合物	0.3 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
8	シアン化合物	1.0 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
9	ＰＣＢ	0.003 mg/L以下	−	●	—	−	●	★
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
13	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
14	1,2－ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
15	1,1－ジクロロエチレン	1.0 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
16	シス－1,2－ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
17	1,1,1－トリクロロエタン	3.0 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
18	1,1,2－トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
19	1,3－ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
20	チウラム	0.06 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
21	シマジン	0.03 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
23	ベンゼン	0.1 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
24	セレン又はその化合物	0.3 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
25	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	●	●	—	●	●	★
26	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g	●	●	●	●	●	★
27	含水率	85%以下	—	●	—	—	●	—
28	熱しゃく減量	15%以下	●	★	—	●	★	—
29	カルシウムイオン	—	★	★	★	★	★	★
30	塩化物イオン	—	★	★	★	★	★	★

【備考】

1. 表の「●＝法令項目」、「★＝自主基準項目」です。
2. 溶出試験の検定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号）」によること。
3. 熱しゃく減量の検査方法は、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（昭和 52 年 11 月 4 日環整 95 号）」によること。
4. ダイオキシン類の測定方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 16 年 12 月 27 日環境省告示第 80 号）」によること。
5. 溶出試験等の試料採取は、濃度計量証明事業者が行うこと。費用は、申請者の負担とする。
6. 分析結果表を提出する場合は、下記の項目を明記すること。
   ①試料採取日、分析年月日　　②試料採取者　　③試料液の作成方法、分析方法
7. 「自動車等破砕物」には、シュレッダーダストとギロチンダストが該当します。

6. 契約・搬入までのながれ

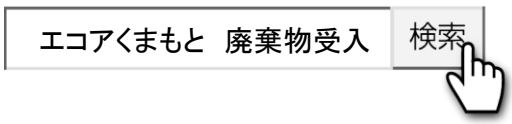


【契約・搬入までの流れ：図中の番号は、後述の説明番号に対応しています。】

（1）提出書類の作成・提出

産業廃棄物の処分の委託を希望される事業者は、関係書類を提出してください。

なお、申請書類の様式は、当事業団のホームページ（リンクあり）からダウンロードできます。



処分委託申込書類

＜県内の排出事業者＞

① 産業廃棄物処分委託申込書【様式 1】

② 会社概要が分かるもの（パンフレット等）

③ 産業廃棄物の発生フロー図

④ 廃棄物データシート（WDS）【様式 2】

※提出時、両面印刷でお願いします。

※本データシートは、委託廃棄物1種類ごとに作成し、可能な限り詳細な情報を記載してください。

※特定化学物質の環境への排出量把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項で定める第一種指定化学物質等取扱事業者におかれては、第一種指定化学物質が廃棄物に含まれ、又は付着している場合、当該第一種指定化学物質の名称及び量又は割合の情報を記載してください。

⑤ 排出する産業廃棄物の写真【様式 3】

※カラー印刷でお願いします。

※委託廃棄物1種類につき、1 枚の提出をお願いします。

※排出事業場を追加する場合は、当事業団へ御相談ください。

⑥ 溶出試験結果証明書の写し（計量証明書の発行日から6カ月以内のもの）

＜対象となる廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、ばいじん、鉱さい、13号廃棄物、自動車等破砕物＞

⑦ 石綿が含まれていないことを示す資料あるいは測定データ

⑧ 搬入車両の自動車検査証記録事項の写し

⑨ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（※排出事業者自らが搬入する場合は除く。）

⑩ 産業廃棄物処理業の許可証の写し（産業廃棄物処理業者のみ）

⑪ 収集運搬業者との委託契約書の写し

＜県外の排出事業者（該当する場合のみ）＞

①～⑪に加え、

⑫ 県外産業廃棄物搬入事前協議書の写し

※詳細は、【参考 3】をご参照ください。

【参考 3】 熊本県産業廃棄物指導要綱第10条（県外産業廃棄物の搬入等）

知事は、県外産業廃棄物の搬入に際し、県外排出事業者及び処理業者により、次の各号による事務が適切に行われるかを確認する。

(1) 協議終了通知書の交付を受けた後に、自ら又は委託して、県外産業廃棄物の搬入を行うこと。

(2) 県外産業廃棄物の搬入を県外排出事業者が処理業者に委託するときは、協議終了通知書の写しを処理業者に交付すること。

(3) 処理業者は、県外排出事業者から協議終了通知書の写しの交付を受けるとともに、県外排出事業者と産業廃棄物の処分に係る委託契約を締結した後に、県外産業廃棄物の搬入を

行うこと。

(4) 県外排出事業者自ら又は委託して県外産業廃棄物を搬入する場合は、マニフェストを適正に使用し、処分終了後速やかにマニフェストの「K票」を知事に提出すること。

2 前3条及び前項の規定は、県外排出事業者が、協議終了通知書の交付を受けた場合又は搬入届出書の受理後に、協議書若しくは搬入届出書の内容を変更しようとする場合に準用する。

(2)申込時期

申込受付は随時行っていますので、搬入を希望される際はお問合せください。

(3)書類審査・現地調査

提出していただいた書類を審査し、搬入の可否を判断します。

書類審査後、問題が無い場合、日程調整のうえ、現地調査を行います。

※現地調査を書類審査の前に行う場合もあります。

なお、必要に応じて、事業団にて該当する産業廃棄物のサンプリングを行い、埋立判定基準に適合しているか確認することがあります。

(4)契約締結

① 審査の結果、受入が可能と判断した場合は、産業廃棄物処分委託契約書(2部)を郵送します。契約書をご確認のうえ、所定の箇所に押印し、事業団へ返送してください。

② 審査の結果、受入基準に適さない場合は、契約の締結はできません。

③ 事前に契約を締結していない産業廃棄物の受入はできません。

※廃棄物処理法では書面による委託契約の締結を義務づけており、違反すると委託基準違反となります。電子による契約締結を希望される場合は、ご相談ください。

(5)ICカードの発行

産業廃棄物を搬入するにあたり IC カードが必要ですので、「ICカード・搬入車両登録申込書」【様式 5】を提出してください。

なお、IC カードは処分委託契約ごとに、各車両に発行します。(同一車両が、複数枚の IC カードを保有する場合があります。)

書類確認後、ICカードを発行し、初回搬入時にお渡しします。

ICカードは、第三者に貸与又は譲渡することはできません。

ICカードの再発行を希望される場合(IC カードの紛失、破損等)は、「ICカード・安全管理講習修了証再発行申込書」【様式 6】を提出してください。

(6)安全管理講習について

「エコアくまもと」に産業廃棄物を搬入するに当たり、収集運搬する車両の運転手は事前に安全管理講習の受講をお願いしています。「エコアくまもと」へ産業廃棄物を搬入できる運転手は、安全管理講習を受講した方に限らせていただいています。

「安全管理講習受講申込書」【様式 4】を記入のうえ、電子メール(hannyu@kksj.jp)又は FAX

（0968-53-8510）又は郵送のいずれかで、お申し込みください。

産業廃棄物の初回搬入日に安全管理講習を受講することもできます。その場合は、搬入予約申込書【様式 9】に安全管理講習未受講の旨を記載することで受講申し込みに代えることができます。

なお、講習には20分ほど時間を要しますので余裕をもって搬入予約時間の設定をお願いします。

安全管理講習を受講された事業者の担当者等又は運転手の方には、修了証を発行します。

（7）産業廃棄物の性状の変更

契約品目上は同一であっても、製造工程、産業廃棄物の排出工程等の変更に伴い性状が変化したり、契約時点にはなかった新たな廃棄物が生じた場合は、速やかに「産業廃棄物処分委託申込書（変更）」【様式 7】、発生フロー図、写真並びに p.8 の「5. 埋立判定基準」に基づく溶出試験結果（該当する場合）、石綿が含まれていないことを示す資料あるいは測定データ（該当する場合）の写しを提出してください。

変更の内容次第では、改めて現地調査を行う場合があります。

（8）産業廃棄物の品目の追加変更

産業廃棄物の品目の追加変更が生じる場合は、変更契約を行います。新規契約と同様の手続を行ってください。

（9）その他軽微な変更

① 排出事業者等の所在地、名称、代表者及び連絡先の変更、料金請求先の変更、契約品目の一部削除が生じた場合、速やかに「産業廃棄物処分委託申込書（変更）」【様式 7】を提出してください。

② 運搬方法及び車両の変更は、原則、搬入日の１週間前までに「産業廃棄物処分委託申込書（変更）」【様式 7】を提出してください。

③ 搬入する車両を新たに追加する場合は、「ICカード・搬入車両登録申込書」【様式 5】及び当該車両の自動車検査証記録事項の写しを提出してください。また、既に登録ししている車両を今後搬入に使用しない場合は、当該車両の不要になったICカードを返却してください。

（10）契約の更新

処分の委託申込の際、「自動更新（継続）」を選択し、かつ契約書の内容に変更がない場合は、自動更新します。また、燃え殻、汚泥、ばいじん、鉱さい、１３号廃棄物、自動車等破砕物を排出される事業者は、契約を更新する際に溶出試験結果の写し（発行日が6カ月以内のもの）を提出してください。

なお、次のような場合は、自動更新の対象になりません。

① 処分料金の変更（廃棄物処理処分単価改定）

② 産業廃棄物の処分委託量に大幅な変更がある場合

（11）契約の解除

契約の解除（契約の更新をしない、契約の必要がなくなった）を希望される場合は、「契約解除通知」【様式 8】を提出してください。その際は、発行済みのICカードをすべて返却してください。

（12）搬入の制限・拒否・一時停止等

次に掲げる事項に該当する場合は、産業廃棄物の搬入を制限、拒否、又は一時停止等の措置を講じます。

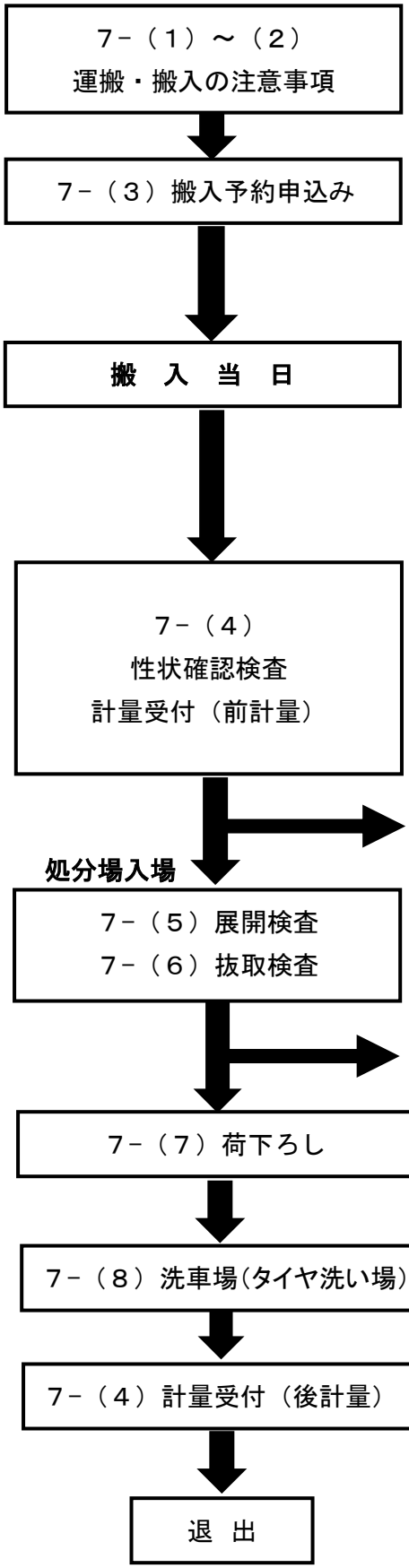
また、各事項に対して改善報告書の提出を求めるとともに、改善が認められない場合には、契約の更新を行いません。

① 関係法令に違反したとき
② 契約していない産業廃棄物を搬入しようとしたとき
③ 当事業団の産業廃棄物受入基準に適合しないとき
④ ICカード、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト伝票」と記す。）を持参しないとき
⑤ ICカード、マニフェスト伝票を不正使用したとき
⑥ 処分場内において産業廃棄物を自力で荷降ろしできない場合
⑦ 産業廃棄物の運搬及び搬入時に係る当事業団の注意事項に従わないとき
⑧ 展開検査、抜取検査において不適合であったとき
⑨ 係員の指示に従わないとき
⑩ 処分料金の未払いがあるとき
⑪ その他、当事業団が埋立処分事業の運営に支障があると認めたとき

（13）特記事項

浸出水処理施設に負荷のかかる産業廃棄物や埋立作業と維持管理に注意を要する産業廃棄物については、年間受入量を制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7. 搬入方法



初めての搬入の方は、事前に内容のご確認をお願います。

搬入日前営業日の正午までに、電子メール（hannyu@kksj.jp）又はFAX（0968-53-8510）にて申込みください【様式9】。
営業日：原則、月～金（土、日、祝祭日、年末年始等は休業）

搬入当日は、８時３０分頃から入場できます。
受入（計量受付）時間　9:00～11:45
13:00～16:00（時間厳守）

・計量受付前に所定の場所で荷台のシート等を外します。ヘルメット、安全靴等の保護具を着用し、車両上で作業を行う場合は必ず備え付けの転落防止設備を使用してください。
・順番がきましたら、係員の指示に従い車両を計量器上へ進め、エンジンを停止後、受付までお越しください。マニフェスト伝票及びICカードの提出をお願います。
※契約の内容によっては、事業団がＩＣカードを保管している場合があります。

・性状確認検査不適合の場合、産業廃棄物を持ち帰っていただきます。
・目視検査後、前計量（車両及び積み荷の総重量）を行います。

不定期に、荷下ろし時展開検査や抜取検査を行います。
不適合の場合、産業廃棄物を持ち帰っていただきます。

係員の指示に従い、自ら産業廃棄物を荷下ろししていただきます。

タイヤを洗浄していただきます。

再度計量し、廃棄物の重量を確定します（計量証明書を発行します）。
マニフェスト伝票及びＩＣカードを返却します。

安全運転でお帰りいただきますようお願いします。

【搬入方法:図中の番号は、後述の説明番号に対応しています。】

（1）産業廃棄物の運搬及び搬入時の注意

① 搬入車両は、道路交通法、道路運送法等を遵守し、地元住民、車両等に留意し安全等について万全を期すとともに、場内においても制限速度等を遵守してください。

② 地元との協定により、受入時間が決まっているため、周辺道路の通行時間（特に小中学生の通学時間帯）に、ご配慮ください。

③ 特に、エコアくまもと周辺の県道3号（大牟田植木線）、県道3号から当施設に向かう南関町道（米田鬼王線）は、地元の方々の生活道路であり、小中学生の通学路等になっておりますので、安全運転で走行していただきますようお願いします。

④ 搬入車両は、廃棄物処理法を遵守し、運搬中に廃棄物が飛散、流出しないように荷台へのシート掛け等を行ってください。

また、荷台の廃棄物が悪臭を放つことがないようにし、必要に応じて消臭剤の添加を行う等の措置を講じてください。

なお、虫等の発生が予想される場合は、事前に殺虫剤の噴霧をお願いします。

⑤ 運搬にあたっては、最大積載量を超えないようにしてください。（過積載の禁止）

⑥ 搬入できる産業廃棄物は、当事業団との間で契約が締結され、かつ当事業団の受入基準に適合したものに限ります。

⑦ 産業廃棄物の搬入にあたっては、混載しないでください。（混載の禁止）
1台の車両に複数種類を区別して積載し、搬入する場合は、種類ごとに計量・荷下ろしとなります。（3回計量まで対応）

⑧ 搬入する産業廃棄物の中にビニール袋や空カン、弁当殻等の異物（ゴミ）を混入させないでください。

⑨ ドラム缶による搬入は禁止です。

⑩ マニフェスト伝票は事前に必要事項（排出者、排出事業場、産業廃棄物の種類、荷姿、名称、有害物質、石綿含有）を必ず記載してください。

⑪ 敷地内では、係員の指示に従ってください。

⑫ 敷地内では、徐行（時速20㎞以下）を徹底してください。

⑬ 荷台のシート外し等の作業は必ず所定の場所で行ってください。途中の道路等で行わないでください。

⑭ 覆蓋施設（埋立施設）内では、車のヘッドライトを点灯してください。

⑮ 覆蓋施設内では、急ブレーキや急発進、急ハンドルを行わないでください。

⑯ 喫煙は、敷地内の指定場所にてお願いします。

（2）搬入車両

① 搬入車両は、事前にICカードが発行された車両に限ります。

② 搬入車両は、受入基準を遵守（飛散防止措置など）でき、速やかに荷下ろしができる構造（ダンピング式の荷台・備え付けのクレーン搭載など）としてください。

③ 備え付けクレーン搭載車両等での搬入で、吊り上げや玉掛作業を行う場合は、移動式クレーンの運転に係る資格及び玉掛け業務に関する資格を保持する方が作業を行ってください。

④ 収集運搬車両及び積荷の高さは、3．8m以内に限ります。

⑤ 当処分場の計量器は最大秤量40t、積載面寸法は3m×12mです。計量ができるサイズの

車両で搬入してください。

⑥ 搬入車両は、係員が積載した産業廃棄物を外から確認できる型式のものに限ります。

例 1） シート掛けの車両（ダンプ、トラック等）で搬入できます。

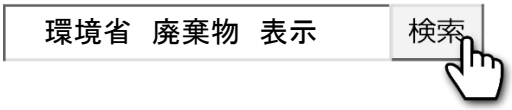
例 2） 汚泥吸引車又はそれに類する車両、パッカー車、ウィング車での搬入はできません。

⑦ 脱着式コンテナ車での産業廃棄物の搬入は、脱着部（フック部、コンテナ底部）が正しく装着されている事を確認してください。

⑧ 燃え殻、汚泥、ばいじん、13号廃棄物等を運搬する車両は、原則、水密式の車両に限ります。

⑨ 廃棄物処理法施行規則第7条の2の2、第8条の5の3に定められている表示をしてください。

※詳細は、環境省ホームページ（外部リンク）を参照



⑩ 「ゴミのポイ捨て」は絶対にしないでください。

⑪ 周辺道路沿いでの待機、駐停車等の休憩はご遠慮ください（休憩は処分場敷地内でお願いします）。

⑫ その他、施設の管理運営等に支障があると当事業団が判断した車両や運転手については、搬入をお断りする場合があります。

⑬ 車両の荷台から産業廃棄物が流出、漏水する車両での搬入はお断りするだけではなく、契約を解除することがあります。

（3）搬入の申込み

① 搬入を希望される方は、前営業日の午前中までに「搬入予約申込書」【様式 9】を電子メール（hannyu@kksj.jp）又はFAX（0968-53-8510）により送信してください。

「廃棄物の種類」「具体的名称」は、契約書や処分委託申込書の内容と整合するようにしてください。

営業日の午後と休業日の申込みは、翌営業日の受付となります。

＜搬入の申込み　受付の例＞

曜日	水		木		金		土	日	月		火		水・祝	木		金		土
AM/PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM			AM	PM	AM	PM		AM	PM	AM	PM	
営業状況							休	休					休					休
申込と搬入	○		■															
		○			■													
					○				■									
							○				■							
								○			■							
											○			■				
												○				■		

※ 休：　休業日　／　○：　申込日　／　■：　搬入日（最短）

② 予約の変更、取消しは、原則として搬入予定日の前営業日の午後4時までに、搬入予約変更通知書【様式 10】を電子メール（hannyu@kksj.jp）又はFAX（0968-53-8510）により送信してください。

搬入当日、車両故障等突発的な事象でキャンセル又は予定時刻を変更（30分以上早まるあるいは遅れる）する必要が生じた場合はこの限りではありませんが、必ず電話等でご連絡をお願いします。

なお、搬入時刻が遅れ、受付終了時刻（16時）までに搬入（計量受付）できない場合は、当日の搬入をお断りします。

③ 円滑な産業廃棄物の受入を行うために、産業廃棄物の搬入は事前申込制です。事前予約申込がない場合は搬入できません。

（4）計量受付（性状確認検査、前計量／後計量）

① 前計量の際に積載物の性状確認検査を行いますので、エコアくまもとの敷地内の所定の場所で荷台のシート等を外し、係員が積載物を確認できる状態で待機してください。その際は、ヘルメット等の保護具を必ず着用するとともに、車両上で作業する場合は必ず備え付けの転落防止設備を使用してください。

順番になりましたら、係員の指示に従い計量器への進入をお願います。

なお、敷地内では係員の指示に従ってください。

※所定の場所外でのシート等の取り外し、その他作業は禁止します。

② 計量器への進入時及び退出時は徐行し、急停車、急発進、急ハンドルは行わないでください。

③ 計量器上では、エンジンを停止してください。

④ 一旦降車し、受付窓口でマニフェスト伝票及びICカードを受付の職員にお渡しください。ICカードについては契約内容（スポット契約等）により、事業団が保管している場合があります。

電子マニフェストをご利用の場合は、あらかじめ JW-NET から受領確認表を紙に出力したものを提出してください。

⑤ 性状確認検査、前計量が終了したら、ICカードを受け取り、乗車し埋立地内へ移動してください

⑥ 性状確認検査の結果、不適合と判断された場合は、産業廃棄物をお持ち帰りいただきます。

（5）展開検査

① 荷下ろし時、不定期に産業廃棄物の展開検査（異物混入の有無の確認）を実施することがあります。その際は係員の指示に従ってください。また、運転者の立会をお願いします（1時間ほどかかります。）。

② 展開検査の結果、不適合と判断した場合は、産業廃棄物を持ち帰っていただきます。

（6）抜取検査

① 不定期で産業廃棄物の性状を確認するために抜取による溶出試験等を実施することがあります。サンプリングの際は運転者の立会をお願いします。

② 抜取検査を実施した場合は、検査結果が出るまでは産業廃棄物の埋立を行わない（処分場内にて一時保管する）ため、マニフェスト伝票と計量票の返却は後日となります（郵送の場合もあります。）。

③ 抜取検査を実施した際には、仮受取票をお渡しします。

④ 抜取検査の結果、不適合と判断された産業廃棄物は受け入れ（処分）ができませんので、後

日、一時保管している産業廃棄物を持ち帰っていただきます。収集運搬費並びに運搬車両の手配は、排出事業者負担でお願いします。

⑤ 抜取検査の結果が不適合であった場合、その原因を究明し、改善するまでの間、受入をお断りします。（改善報告書の提出が必要です）

（7）荷下ろし

① 係員の指示に従って産業廃棄物の荷下ろしをしてください。荷下ろし作業は、原則として運転者に行っていただきますので、迅速に荷下ろしができる車両で搬入してください。

※自力で荷下ろしできない、あるいは危険と判断した場合、荷下ろしの中止、持ち帰りを指示することがあります。

② 車両から降りて作業する場合は、ヘルメット、安全靴等の保護具を着用してください。

③ ダンプアップした荷台は、必ず元の位置に戻してから車を発進させてください（走りながら戻さないでください）。

（8）洗車場（タイヤ洗い場）

① 退出の際には、覆蓋施設の出入口にある洗車場で必ずタイヤを洗浄してください。

洗車ピットは階段状のプールになっています。ハザードランプを点灯してゆっくりと進入してください。

なお、10t を超える車両は、洗車ピットを通過した後、再度洗車ピットへバックし、計2回タイヤの洗浄をしてください。

② 2t未満車両は、洗車ピットを使用できません。その場合は、洗車ピットに入らず、洗車ピットの前方に停車のうえ、車両のエンジンを切り、備え付けの高圧洗浄機でタイヤを洗浄してください（洗車ノズルの先は水が出ている状態で触らない（調整しない）でください。故障の原因となります。）。

（9）後計量・退出

① タイヤの洗浄後、再度計量器（受付）に戻ってください。

② 前計量同様、エンジンを停止後一旦降車のうえ、ICカードを受付の職員に再度お渡しください。計量終了後、計量票、ICカード及びマニフェスト伝票を受け取り、退出してください。

※搬入時の計量結果と退出時の計量結果の差により、正味の産業廃棄物の受入重量を確定します。（10kg単位）

8. 料金の支払方法

(1)処分料金の請求

料金の請求は、原則として月ごとにまとめ、翌月に請求します。(消費税及び地方消費税並びに産業廃棄物税も含む)

(2)料金精算

請求書に記載された支払期限までに、指定する口座に振り込んでください。支払期限までに入金が確認できないときには、搬入停止、契約の解除などを行う場合があります。

(3)受入廃棄物の種類及び標準処分単価

当処分場の標準処分単価は以下のとおりです。

なお、単価には消費税及び地方消費税並びに産業廃棄物税は含まれておりません。

産業廃棄物の種類		処分単価	標準比重※1
燃え殻		22,000 円／ t	1.14
汚　泥	無機性のもの	20,000 円／ t	1.10
	有機性のもの	30,000 円／ t	
廃プラスチック類		22,000 円／ t	0.35
シュレッダーダスト		23,000 円／ t	
紙くず		22,000 円／ t	0.30
木くず		22,000 円／ t	0.55
繊維くず		22,000 円／ t	0.12
動物又は植物に係る固形状不要物（動植物性残さ）		22,000 円／ t	1.00
ゴムくず		22,000 円／ t	0.52
金属くず		22,000 円／ t	1.13
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		15,000 円／ t	1.00
廃石膏ボード		20,000 円／ t	
石綿含有廃棄物（非飛散性アスベスト）		30,000 円／ t	
鉱さい		20,000 円／ t	1.93
コンクリートの破片その他これに類する不要物（がれき類）		18,000 円／ t	1.48
石綿含有廃棄物（非飛散性アスベスト）		（再掲）	
ばいじん		30,000 円／ t	1.26
産業廃棄物を処分するために処理したもの（政令１３号廃棄物）		25,000 円／ t	1.00
廃石綿等		110,000 円／ t	0.30

※1：受入単価は重量当たりの単価のみです。これは、環境省が示している換算係数に基づくものであり、受け入れる廃棄物の比重がこの換算係数と著しく異なる場合、契約時の処分単価は変動します。

※2：1か月の廃棄物の搬入量が1tに満たない場合は、1tとして料金を請求させていただきます。

（4）産業廃棄物税

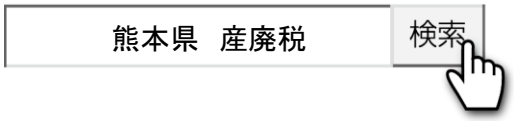
熊本県では、産業廃棄物税を平成 17 年 4 月 1 日から導入しています。これは循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再利用及び再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用にあてられる目的税です。

税額は、最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量 1 トンにつき1，000円（1kgあたり1円）が徴収されます。

熊本県産業廃棄物税条例の規定により、税金の負担は排出事業者とさせていただきます。

※産業廃棄物の収集運搬には課税されません。

※詳細は、熊本県税務課ホームページ（外部リンク）をご参照ください。



9. その他留意事項

（1）施設・処分状況確認

廃棄物処理法第12条第7項にある事業者による処理の状況に関する確認を希望する場合は、施設・処分状況確認申込書【様式 11】を希望日の2週間前までに提出してください。

施設・処分状況チェックリストの回答や公開情報の確認等が必要な場合は、事前にご連絡ください。

（2）報告事項

法令等違反による改善命令などの行政指導を受けた場合は、自主的に文書にて報告してください。

（3）電子マニフェストのご利用について

当事業団は、電子マニフェスト（JW-NET）に加入しています。電子マニフェストをご利用される場合は、以下の内容をご確認ください。

① 事前に利用開始の加入者番号と公開パスワードを電子メール（hannyu@kksj.jp）、又は FAX（0968-53-8510）にてお知らせください。

② システム中の「数量確定者」は、「処分業」と設定してください。

③ 当事業団の加入者番号は「**3016060**」、公開確認番号は「**777355**」です。

④ 搬入当日は「受渡確認票」を紙出力のうえ、お持ちください。

10. 様式

【様式 1】　産業廃棄物処分委託申込書

【様式 2】　産業廃棄物データシート（WDS）　※提出時、両面印刷でお願いします。

【様式 3】　排出する産業廃棄物の写真

【様式 4】　安全管理講習受講申込書

【様式 5】　ICカード・搬入車両登録申込書

【様式 6】　ICカード・講習修了証再発行申込書

【様式 7】　産業廃棄物処分委託申込書（変更）

【様式 8】　契約解除通知

【様式 9】　搬入予約申込書

【様式 10】　搬入予約変更通知書

【様式 11】　施設・処分状況確認申込書

【様式 1】 産業廃棄物処分委託申込書

【様式1】

廃棄物処分委託申込書（新規・追加）

年　　月　　日

公益財団法人熊本県環境整備事業団

理事長　　様

申込者（排出事業者）

住　所 〒　　－

名　称

代表者名　　印

電話番号

※契約番号（事業団使用欄）＜　　＞

産業廃棄物の処分を委託したいので、下記のとおり申し込みます。

排出事業者	事業者名称	（ﾌﾘｶﾞﾅ）		
	（代表者氏名）	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 印		
	住所	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 〒　　－		
	担当者名		メールアドレス	＠
	電話番号	－　　－	ＦＡＸ番号	－　　－
	業種			
排出事業場	事業所名称 ※廃棄物が発生する事業所や工事現場の名称	（ﾌﾘｶﾞﾅ）		
	住所	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 〒　　－		
	電話番号	－　　－	ＦＡＸ番号	－　　－
	担当者名		部署・役職	
	電話番号	－　　－	ＦＡＸ番号	－　　－
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	＠		
搬入廃棄物	搬入計画	□　定期搬入（　　回／週・月）		
		□　不定期搬入		
	廃棄物管理票の受取者	□　申込者（排出事業者）　　□申込者（産業廃棄物処理業者）		
		□　排出事業所　　□　その他（　　）		
	使用する廃棄物管理票	□　電子紙マニフェスト　　□　紙マニフェスト		
	荷姿	□　バラ　　□　フレコン袋　　□　袋　　□　その他（　　）		
	廃棄物の種類及び搬入予定数量	廃棄物の種類	数量（t／年）	石綿の有無
		①		□　廃石綿等　□　石綿含有廃棄物　□　無
		②		□　廃石綿等　□　石綿含有廃棄物　□　無
		③		□　廃石綿等　□　石綿含有廃棄物　□　無
		④		□　廃石綿等　□　石綿含有廃棄物　□　無
搬入車両	搬入車両番号			
収集運搬	運搬方法	□　排出事業者（自社）による運搬搬入　　□　委託による運搬搬入		
		□　自社・委託の併用　※運搬を委託する場合は、委託業者について記載してください。		

【収集運搬業者】

収集運搬	収集運搬業者①	名称		
		（代表者名）		
		住所		
		収集運搬業の許可番号		
		許可期限		
	搬入車両番号			
	収集運搬業者②	名称		
		（代表者名）		
		住所		
		収集運搬業の許可番号		
		許可期限		
	搬入車両番号			
	収集運搬業者③	名称		
		（代表者名）		
		住所		
		収集運搬業の許可番号		
		許可期限		
	搬入車両番号			

【料金の支払い】

処理料金の支払い	支払区分	後納（毎月請求書払い）	
	支払方法	□　申込者（排出事業者又は産業廃棄物処理業者）　□　排出事業所	
		□　支払代行者（運搬委託業者）　□　その他（　　）	
	請求先	名称（社名）	
		代表者名	
		住所	〒　－
		担当者・部署・役職名	
		電話番号	
		ＦＡＸ番号	
契約	契約の自動更新の有無及び契約期間	□　自動更新（継続） □　自動更新なし	
提出書類	提出書類の確認 ※要検討（詳細は別紙提案書を参照）	※申込書類一式を提出する前に、再度書類が全て揃っているか確認してください。 □　廃棄物処理委託申込書（本様式） □　廃棄物の性状・発生工程の分かる書類　※廃棄物種類毎に作成 □　溶出試験結果証明書　※鉱さい、ばいじん、燃え殻、汚泥、13号廃棄物及び公社が必要と認める廃棄物を搬入する場合。なお、試験項目については事前に相談してください。 □　廃棄物収集運搬業の許可証の写し　※委託運搬の場合 □　処理業の写し　※申込者が廃棄物処理業者の場合 □　搬入車両の自動車車検証の写し（必要に応じ車両重量(台貫)計量証明書及び写真）	

【様式 2】 産業廃棄物データシート（WDS）　※両面印刷でお願いします。

【様式2】
＜表 面＞

管理番号

廃棄物データシート（WDS）

※本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成してください。

作成日:　　年　　月　　日　　記入者:

1	排出事業者	名称		所属	
		所在地	〒	担当者	TEL / FAX
2	廃棄物の種類 □産業廃棄物	□ 燃え殻　□ 汚泥　□ ばいじん　□ 鉱さい　□ 13号廃棄物 □その他（　　）			
		□石綿含有産業廃棄物			
	□特別管理 産業廃棄物	□廃石綿等			
3	廃棄物の名称				
4	提出資料	必須	□ 計量証明書（溶出試験） □ 発生工程　□ 写真		
		任意	□ 計量証明書（含有量試験）		

5	特定有害廃棄物 ※（ ）には 混入有りは○、 無しは×、 混入の可能性が あれば△ □ 分析表添付 （廃棄物処理法）	ｱﾙｷﾙ水銀 （ ） 水銀又はその化合物 （ ） ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物 （ ） 鉛又はその化合物 （ ） 有機燐化合物 （ ） 六価ｸﾛﾑ化合物 （ ） 砒素又はその化合物 （ ） ｼｱﾝ化合物 （ ） PCB （ ）	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ （ ） ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ （ ） ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ （ ） 四塩化炭素 （ ） 1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ （ ） 1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ （ ） ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ （ ） 1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ （ ） 1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ （ ）	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ （ ） ﾁｳﾗﾑ （ ） ｼﾏｼﾞﾝ （ ） ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ （ ） ﾍﾞﾝｾﾞﾝ （ ） ｾﾚﾝ （ ） ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 （ ） 1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ （ ）

6	廃棄物の 組成・成分情報 （比率が高いと思われる順に記載） □ 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質	***物質名または品名***	***量・濃度***	***CAS登録番号***
	□ その他主要成分			

7	その他含有物質 （ ）には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	硫黄 （ ）	塩素 （ ）	臭素 （ ）
		ヨウ素 （ ）	フッ素 （ ）	炭酸 （ ）
		硝酸 （ ）	亜鉛 （ ）	ニッケル （ ）
		銅 （ ）	アルミ （ ）	アンモニア （ ）
		ホウ素 （ ）	アンチモン （ ）	その他 （ ）

8	有害特性 （ 有 ・ 無 ・ 不明 ）	□爆発性　□引火性（　℃）　□可燃性　□自然発火性（　℃）　□禁水性 □酸化性　□有機過酸化物　□急性毒性　□感染性　□腐食性 □毒性ガス発生　□慢性毒性　□生態毒性　□重合反応性 □その他（　）
9	廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状　□固形　□泥状　□液状→粘性　□無　□有→□弱　□中　□強 臭気　□無　□有→□弱　□中　□強（臭気種類　） 色（　）　比重（　）　pH（　） 沸点（　）　融点（　）　発熱量（　）　水分（　%）
10	品質安定性	経時変化（ 有 ・ 無 ）　有る場合は具体的に記入
11	荷姿	□容器（　）　□車両（　）　□その他（　）

＜裏 面＞

12	排出頻度 数量	頻度 （ スポット ・ 継続予定 ） 数量（ ）kg・ t ・ m3／ 年・月・週・日	
13	特別注意事項 （ 有 ・ 無 ）	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載	
		保護具	□ガスマスク着用→ガスマスク種類（ ） 吸収缶種類（ ） □保護手袋 □保護メガネ □その他（ ）
		応急処置	□吸入時→□新鮮な空気の場所に移動し安静にする □その他（ ） □皮膚付着時→□多量の水で洗い流す □その他（ ） □目に入った場合→□多量の水で洗い流す □その他（ ） □飲み込んだ場合→□多量の水を飲ませ吐かせる □その他（ ）
		漏洩時措置	除去方法： □吸着マット・ほうき・スコップで回収する。 □その他（ ） 除去作業時の注意： □廃棄物に触れないようにする。 □その他（ ）
		火災時措置	水による消火 □可 □不可→消火方法（ ）
		その他 □有 □無	
14	その他の情報	SDS （□有・□無） 分析表 （□有・□無） サンプル （□有・□無） 有の場合 □均一 □不均一 □疑似サンプル その他 （□有・□無） 具体的には→（ ）	

その他の情報

・産業廃棄物の発生工程等

廃棄物の組成・成分情報を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持込成分があれば書いてください。（工程図への記入でも可）

（処分業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。）

※別紙である場合は、「別紙参照」と記入してください。

変更履歴/内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

【様式 3】 排出する産業廃棄物の写真

【様式3】

排出する産業廃棄物の写真

〇会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇撮影日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇廃棄物の種類：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

余　白	＜特記事項＞ ※全景
余　白	＜特記事項＞ ※近くで撮影した写真

※産業廃棄物1種類につき、1枚の提出をお願いします。
（2種類排出される場合は、別々に準備してください。）
※会社名、撮影日、廃棄物の種類の記載、写真2枚の条件を満たせば、別の書式でも構いません。

【様式 4】 安全管理講習受講申込書

【様式4】

安全管理講習受講申込書

年　　月　　日

公益財団法人熊本県環境整備事業団

理事長　　様

申込者（廃棄物の排出事業者又は収集運搬業者）

住　　所　：　〒　　－

会社名　：

代表者名：

電話番号：

担当者名：

次のとおり講習会の受講を申し込みます。

受講業者	排出事業者名			
	収集運搬業者名　①			
	収集運搬業者名　②			
時　日	参加希望日時	年　　月　　日　　時の部		
場　　所				
受講者（参加希望者）	氏名 （計　　名）	排出事業者名	収集運搬業者①	収集運搬事業者②

※講習会の開催を希望する場合は、申込書（本様式）を提出してください。
※複数の受講者で、受講日を分割したい場合は、希望日ごとに申込書（本様式）を提出してください。
※希望する受講日が申込多数の場合、別の日に受講をお願いすることがあります。

【様式 5】 ICカード・搬入車両登録申込書

【様式5】

ICカード・搬入車両登録申込書

年　　月　　日

公益財団法人熊本県環境整備事業団

理事長　　様

次のとおり搬入車両の登録を受けたいので申請します。

排出事業者名 《排出事業場名》	《＿＿＿

【様式 6】ICカード・安全管理講習修了書　再発行申込書

【様式6】

ICカード・安全管理講習修了証 再発行申込書

年　　月　　日

公益財団法人熊本県環境整備事業団
理事長　　様

住所：〒

契約事業者名：　　㊞

貴事業団と　　年　　月　　日に発行した
ICカード　・　安全管理講習修了証　の再発行を依頼します。

〇ICカード再発行の場合

再発行を必要とする車両番号	

〇安全管理講習修了証の再発行の場合

再発行を必要とする方の氏名	

〇再発行の理由

再発行の理由	

〇再発防止の対応策

再発防止の対応策	

【様式 7】 産業廃棄物処分委託申込書（変更）

【様式7】

産業廃棄物処分委託申込書（変更）

公益財団法人熊本県環境整備事業団

理事長　　様

申込者（排出事業者）

住　　所 〒　　－

名　　称：

代表者名：　　㊞

電話番号：

契約番号：

年　月　日付けで申し込んだ産業廃棄物処分委託申込書の内容を下記のとおり変更して申し込みます。

変更の内容	
変更前	変更後

※変更のあった項目のみ箇条書きで記載してください。また，変更に係る書類がある場合は写しをご提出ください。

【様式 8】 契約解除通知

【様式8】

契 約 解 除 通 知

年　　月　　日

公益財団法人熊本県環境整備事業団
理事長　　様

住所：〒

契約事業者名：　　㊞

貴事業団と　　年　　月　　日に締結した下記の排出事業場に係る
廃棄物埋立処分契約を、同契約第●●条第●項の規定に基づき解除します。

排出事業場	所在地	
	フリガナ	
	排　出 事業場名	
契約解除年月日		年　　月　　日

【様式9】

e-mail：hannyu@kksj.jp　FAX：０９６８－５３-８５１０

年　月　日

搬入予約申込書

公益財団法人　熊本県環境整備事業団　御中

＜申込者＞

会社名

担当者名

連絡先　e-mail：　TEL：　FAX：

排出事業者名

排出事業場又は住所

予約締切：搬入日前営業日の正午
受入時間（計量受付時間）
9：00～11：45、13：00～16：00

次のとおり、産業廃棄物の搬入を申し込みます。

■の項目は、セルの右側の▽から選択してください。**直接手書きでも可**

搬入日時	収集運搬業者	車番	廃棄物の種類	具体的な名称	石綿含有	運転手名	安全管理講習	数量	荷姿（バラ・袋・その他等）	マニフェスト
月　日（　）時頃								約　トン		
月　日（　）時頃								約　トン		
月　日（　）時頃								約　トン		
月　日（　）時頃								約　トン		
月　日（　）時頃								約　トン		

※搬入のお申込みは、**搬入を希望する前営業日の午前中までに**本申込書をメール又はFAXにてお申込みください。
※安全管理講習を未受講の方は、本予約申込書の該当欄に「未」を選択してください。講習時間は３０分程度かかりますので余裕をもってご来場ください。

備考

事業団使用欄	
受付印	システム入力日

【様式9】

e-mail：hannyu@kksj.jp　FAX：０９６８－５３-８５１０

年　月　日

搬入予約申込書

公益財団法人　熊本県環境整備事業団　御中

＜申込者＞

会社名　有限会社エコアくまもと建設

担当者名　くまもん　太郎

電話及びFAX番号　e-mail：　hannyu@kksj.jp　TEL：0968-53-8500 FAX：0968-53-8510

排出事業者名　有限会社エコアくまもと建設

排出事業場又は住所　くまもん様宅

予約締切：搬入日前営業日の正午
受入時間（計量受付時間）
9：00～11：45、13：00～16：00

次のとおり、産業廃棄物の搬入を申し込みます。

■の項目は、セルの右側の▽から選択してください。**直接手書きでも可**

搬入日時	収集運搬業者	車番	廃棄物の種類	具体的な名称	石綿含有	運転手名	安全管理講習	数量	荷姿（バラ・袋・その他等）	マニフェスト
8 月 11 日（ 木 ） 記載例 9 時頃	エコアくまもと運送（株）	8500	がれき類	スレート	○	熊本次郎	未	約 8 トン	袋（フレコン）	紙
8 月 11 日（ 木 ） 記載例 13 時頃	エコアくまもと運送（株）	8500	廃石綿	廃プラ（養生シート）	廃石綿	熊本次郎	済	約 0.5 トン	袋（二重袋）	電子
8 月 11 日（ 木 ） 9 時頃	エコアくまもと運送（株）	8500	汚泥	セメント汚泥	X	熊本次郎	済	約 5 トン	バラ	紙
8 月 11 日（ 木 ） 11 時頃	エコアくまもと運送（株）	8500	廃プラスチック類	Pタイル	○	熊本次郎	済	約 5 トン	バラ	紙
8 月 11 日（ 木 ） 14 時頃	エコアくまもと運送（株）	8500	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	カレット残渣	X	熊本次郎	済	約 10 トン	バラ	紙

※搬入のお申込みは、**搬入を希望する前営業日の午前中までに**本申込書をメール又はFAXにてお申込みください。
※安全管理講習を未受講の方は、本予約申込書の該当欄に「未」を選択してください。講習時間は３０分程度かかりますので余裕をもってご来場ください。

備考

事業団使用欄	
受付印	システム入力日

【様式 10】 搬入予約変更通知書

【様式10】

（電子メール：hannyu@kksj.jp　FAX：０９６８－５３-８５１０）

搬入予約変更通知書

公益財団法人熊本県環境整備事業団　御中

＜申込者＞

会社名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日 付けで申し込んだ搬入の予約の内容を下記のとおり変更して申し込みます。

変更の内容	
排出事業者名	
変更前	変更後
①搬入予約あり →	予約の取り消し　・　変更
②搬入予約日　（　　／　　）→	（　　／　　）
搬入時間　（　　：　　頃）→	（　　：　　頃）
③収集運搬業者・車番 （社名：　　） （車番：　　）→	（社名：　　） （車番：　　）
④廃棄物の種類 →	
⑤その他 →	

※　**<u>変更前の①～④は必ず記載</u>**してください。

<u>変更後は変更の項目のみ記載</u>してください。

また、変更に係る書類がある場合はその写しをご提出ください。

【様式 11】 施設･処分状況確認申込書

【様式11】

（電子メール：hannyu@kksj.jp 又は FAX：０９６８－５３-８５１０）

施設・処分状況確認申込書

年　　月　　日

公益財団法人　熊本県環境整備事業団　御中

＜申込者＞　会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり、施設・処分状況確認を申し込みます。

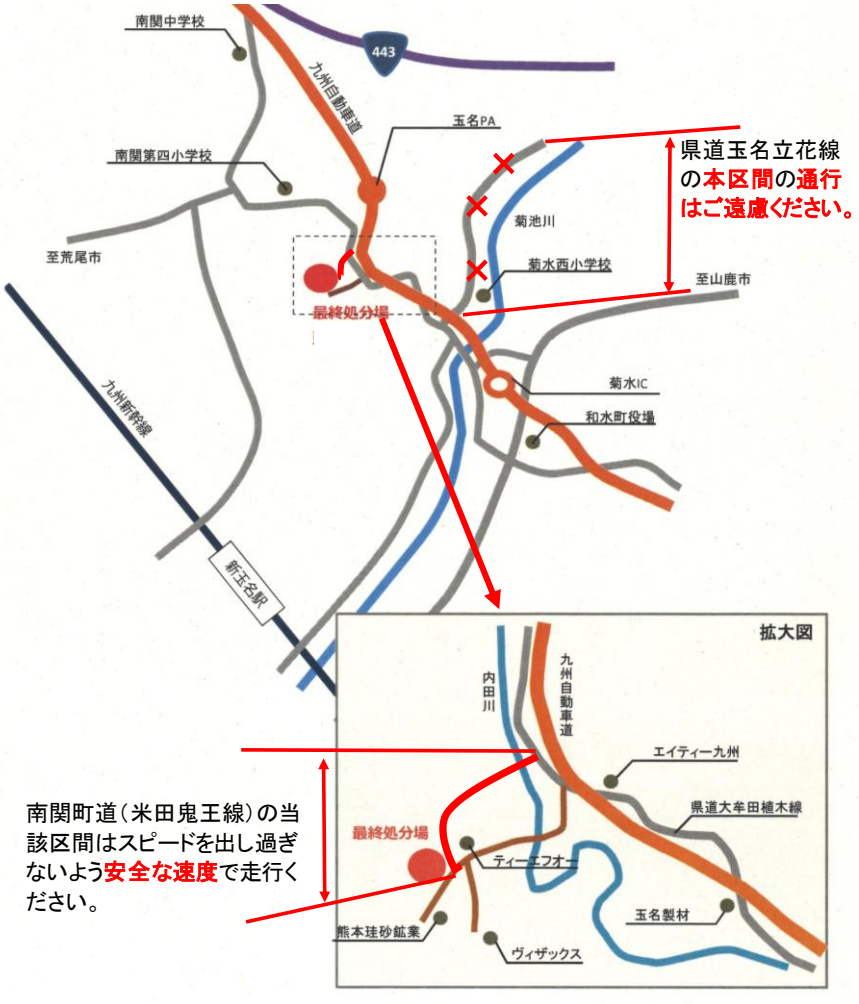
<table>
<tr><td>確認日</td><td colspan="3">年　　月　　日　（　　）</td></tr>
<tr><td>確認時間</td><td colspan="3">時　　分　～　時　　分　頃まで</td></tr>
<tr><td rowspan="8">予定人数</td><td colspan="3">計　　名</td></tr>
<tr><td>会社名</td><td>部署/役職</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>来場方法</td><td colspan="3">□　乗用車（　　）台　□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">□　現場確認（埋立地と水処理施設を見学ブースからご覧いただきます。）
□　現場確認票（チェックシート）の回答 *注1
□　閲覧を希望する情報
　□　維持管理記録簿
　□　その他（　　）
□　その他　（　　）</td></tr>
</table>

*注1：現場確認票（チェックシート）がある場合は、事前にお送りください。

※当施設では、見学の際は係員の指示に従ってください。

※見学コースは、写真撮影できます。

「エコアくまもと」までのアクセス



行き帰りは、安全運転でお願いします。

今日も一日、ご安全に。

熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場 エコアくまもと
搬入の手引き

発行・編集　公益財団法人 熊本県環境整備事業団
Ver.1.8　令和 8 年 10 月 1 日発行
